

議第百六十五号

指定管理者の指定について

岐阜県東濃牧場及び岐阜県飛驒牧場に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を、岐阜県家畜育成牧場の設置、管理及び使用料に関する条例（昭和四十八年岐阜県条例第三十四号）第六条第三項の規定により、次のとおり指定するものとする。

令和二年十一月二十七日提出

岐阜県知事 古田 肇

- 一 指定管理者となる団体 岐阜市藪田南五丁目一四番一二号
一般社団法人岐阜県農畜産公社
- 二 指定の期間 令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで